

各国知的財産関連法令
TRIPS 協定レビュー調査

『国際知財制度研究会』報告書

(平成 29 年度)

2018年 3月

一般財団法人 知的財産研究教育財団
知的財産研究所

第2章 各国における知的財産権保護の状況に関する調査

II. 営業秘密に関する各国法制度と運用

1. はじめに

我が国企業の研究・生産等の事業活動が益々グローバルに展開される状況にあるところ、営業秘密等の機微な技術情報等の管理は企業活動にとって重要となっている。ところが、我が国企業の事業活動の拡大が今後も想定される中国、ASEAN 及びインドといった国・地域における営業秘密に関する法制度やその運用の実態は我が国において十分に知られているといえず、これらに関する最新の情報は我が国企業の海外展開に際して非常に重要な情報となり得る。

そこで、中国、ASEAN（我が国産業の進出が特に進んでいるといえる等の観点から、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナムを選定。）及びインドにおける営業秘密保護に関する法制度及び運用・実態につき、質問票による調査を実施した¹。

調査にかかる具体的な観点には、営業秘密保護に関する法制度の概要／営業秘密の定義／営業秘密侵害に対する救済手段及び例外規定／訴訟における証拠収集手続／営業秘密保持方法／国境措置の有無／営業秘密保護規定の域外適用の可否／営業秘密保護に関する紛争実態（侵害事件数、裁判外での紛争解決手続の有無、訴訟における主な争点など）、及び我が国企業が各国に進出する際の営業秘密保護に関する実務上の留意点、等を含めた。

これらに関して、調査先の各事務所から得られた回答をもとに、①営業秘密保護に関する法制度、及び②営業秘密保護に関する運用、に情報を大別し、以下のとおり整理した。

2. 営業秘密保護に関する各国法制度及び運用状況について

(1) 中国

①営業秘密保護に関する法制度

(i) 営業秘密保護に関する法制度の概要

中国においては、営業秘密は反不正当竞争法²第9条において営業秘密の侵害行為が規定されている。

¹ 協力を依頼した法律事務所は、林達劉グループ北京魏啓学法律事務所（中国）、ラジャ・タン法律事務所（ASEAN[フィリピン・タイ・ベトナム・インドネシア]）、カイトン法律事務所（インド）である。調査期間はいずれも平成29年9月～11月。

² 2018年1月1日施行版、以下同じ。

反不正競争法第9条

経営者は以下に掲げる営業秘密を侵害する行為をしてはならない。

- (1) 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫又はその他の不正な手段により権利者の営業秘密を得ること。
- (2) 前項の手段で獲得した権利者の営業秘密を開示、使用し、又は他人に使用を許諾すること。
- (3) 取り決め又は権利者の営業秘密保持に関する要求に違反し、その保持している営業秘密を開示、使用し、又は他人に使用を許諾すること。

第三者は営業秘密の権利者の従業員、元従業員又はその他の組織、個人が前項に掲げる違法行為を実施していることを知っている又は知りうる状況下で、他人の営業秘密を獲得、使用、又は開示した場合、営業秘密の侵害とみなされる。

(以下、省略)

反不正競争法は、2017年11月4日に全国人民代表大会常務委員会より改正法が公布され、2018年1月1日に施行された³。営業秘密関連では、監査検査部門及びその職員が調査する際に知りえた営業秘密について、秘密保持義務を有する規定が改正で追加されている（反不正競争法第15条）。

反不正競争法に関する司法解釈には、「最高人民法院の不正競争民事紛争の判断に適用する法律に関する若干問題の司法解釈（2007年）」⁴（以下、「司法解釈（2007）」という。）があり、その他、営業秘密保護に関する部門規章として「国家工商行政管理総局による営業秘密の侵害行為の禁止に関する規則（1998年）」⁵等がある⁶。なお、これら部門規章を裁判文書へ引用することについては、「最高人民法院による裁判文書における法律、法規などの規範性法律文書の引用に関する規定」法積（2009年）14号⁷（以下、「司法解釈（2009）」という。）に規定がある。例えば、司法解釈（2009）の第5条⁸によれば、行政裁判文書においては部門規章を判断の根拠として直接に引用できる一方で、同第3条、第4条、第6

³ http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-11/04/content_2031432.htm
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20171104-1_jp.pdf

改正の主要な内容は以下の通り。

- ・総則部分での「経営者」の概念の改正と、法執行機関の権限の明確化。
- ・7種類の不正競争行為の修正と、5種類の不正競争行為と独占行為の削除。
- ・インターネット関連の不正競争行為の追加。
- ・不正競争行為についての法執行機関の監督調査に係る手段の強化と、侵害者の法的責任の加重。

⁴ https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/interpret/20070112-1.pdf

なお、質問票回答によれば、司法解釈（2007）について、前記法改正に伴う改正は予定されていないとのことであった。

⁵ https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/19981203.pdf

⁶ その他の営業秘密保護に関わる部門規章として「國務院国有資産監督管理委員会による中央企業営業秘密保護暫行規定」（2010）、「労働と社会保障部弁公庁による労働紛争案件に営業秘密侵害にかかわる問題の書簡」（1997）、「国家工商行政管理総局による営業秘密構成要件に関する問題の返答」（1998）などがある。

⁷ http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/fztd/sfjs/2009-11/04/content_1525975.htm

⁸ 司法解釈（2009）第5条には「行政裁判文書には、法律、法律解釈、行政法規または司法解釈を引用すべきで、適用すべきである地方法規、自治条例、國務院または國務院が授権した機関により公布した行政法規解釈または行政規章について、直接引用できる。」旨が規定されている。

条⁹によれば、刑事裁判文書または民事裁判文書においては、部門規章を判断の根拠として直接引用できず、しかし必要に応じて裁判の理由説明の根拠にできる旨が規定されている。

(ii) 営業秘密等の定義

営業秘密の定義は、反不正当竞争法第9条に規定されている。

反不正当竞争法第9条

(途中、省略)

営業秘密とは、公衆に知られていない、商業価値があり、かつ、権利者が秘密保持措置を取った技術情報、及び経営情報をいう。

前述の法改正前は、商業価値の要件について「権利者に経済利益をもたらすことのできる、実用性を有する」と規定されていたところ、改正により、現在は、営業秘密該当性につき「公衆に知られていない（非公知性）」、「商業価値があり（有用性）」、及び「権利者が秘密保持措置を取った（秘密管理性）」の3要件から構成される¹⁰。それぞれの詳細な判断基準については、司法解釈の第9条¹¹、10条¹²、11条¹³に規定がある。

⁹ 司法解釈（2009）第3条には「刑事裁判文書には、法律、法律解釈または司法解釈を引用すべきである。」旨が、司法解釈（2009）第4条には「民事裁判文書には、法律、法律解釈または司法解釈を引用すべきで、適用すべきである行政法規、地方法規または自治区条例なども直接引用できる。」旨が、司法解釈（2009）第6条には「第3条、第4条、第5条で規定されているもの以外の規範性文書について、案件審理の必要性に応じて、審査してから合法有効であると認定すれば、裁判の理由説明の根拠となることができる。」旨が規定されている。

¹⁰ 質問票回答によれば、この変更は表現をより明確にすることを目的としており、実質的な変更ではない、とのことである。

¹¹ 非公知性の判断基準につき、司法解釈（2007）第9条において、関係情報はその分野の関係人員に広く知られず、かつ容易に取得できない場合には、「公衆に知られていない」と認定すべきであるとしている。なお、次の各号に掲げる情況のいずれに該当する場合には、関係情報は「公衆に知られていない」と認定できない。

①当該情報はその属する技術分野の者又は経済分野の者の一般の常識又は業務慣例である。

②当該情報は製品のサイズ、構造、材料、部品の簡単な組合せ等の内容だけに係わり、市場において、関係公衆が製品の観察を通じて、直接に取得することができる。

③当該情報はすでに公開出版物又はそのほかのメディアに公開されている。

④当該情報はすでに公開の報告会、展示等で公開されている。

⑤当該情報は別のルートで取得できる。

⑥当該情報はある程度の代価を支払えば容易に取得できる。

¹² 有用性の判断基準につき、司法解釈（2007）第10条において、関係情報が現実的又は潜在的な営業価値があり、権利者に競争上の優位性を発揮させる場合には、「権利者のために経済的利益をもたらす、実用性がある」（法改正後は「商業価値があり」）と認定すべきであるとされる。

¹³ 秘密管理性の判断基準につき、司法解釈（2007）第11条において、権利者が情報漏洩を防止するために講じ、営業価値を守るための具体的な合理的保護措置は、「保護措置」と認定されるべきとある。この点、人民法院は、関連する情報の保管媒体の特性をもとにして、権利者の秘密保護の意思、秘密保護措置の識別可能の程度、他人が正当な方法で取得することの難易度などの要素により、権利者が秘密保護措置を取ったか否かを認定すべきとしている。

なお、次の各号に掲げる行為のいずれに該当する場合は、通常ならば関連情報の漏洩を十分防止できる場合には、権利者が秘密保護の措置をとったものとされる。

①関連秘密情報の知られる範囲を限定し、必要がある従業員のみに対して公開している。

②関連秘密情報の保管媒体に鍵をかけるなどの防備措置を施している。

なお、反不正競争法において行為者として規定されている「経営者」については、「商品の生産、経営、又はサービスの提供に従事する自然人、法人、及び非法人組織をいう。」との定義がある¹⁴（反不正競争法第2条）。

（iii）営業秘密侵害の救済手段

営業秘密侵害は、民事、刑事、行政のそれぞれの場面で救済がなされる。

それぞれの救済手段における特徴（他の知的財産権侵害に関する救済手続との比較や長所・短所）等に関する情報については、後掲「②（ii）営業秘密侵害における救済手段の特徴」も参照のこと。

（a）民事救済

営業秘密侵害行為の差止め請求については、民法通則第118条による。損害賠償請求については反不正競争法第17条による。

民法通則第118条

公民又は法人の著作権（版權）、専利権、商標権、発見権、発明又はその他の技術がひょう窃、改ざん、盗用等の侵害を受けた場合は、公民又は法人は、侵害の停止、影響の除去又は損害の賠償を請求する権利を有する。

反不正競争法第17条

経営者は本法の規定に違反して他人に損害を与えた場合、民事上の責任を負わなければならない。

経営者の合法的權益が不正競争行為により損害を受けた場合、裁判所に訴訟を提起することができる。

不正競争行為により損害を受けた経営者の賠償金額は、その権利侵害を受けた実際の損害により確定する。実際の損害が計算しにくい場合、侵害者が侵害により獲得した利益で確定する。賠償金額には経営者が権利侵害行為を止めさせるために支出した合理的な費用が含まなければならない。

経営者が本法の第6条、第9条の規定に違反し、権利者が権利侵害されたことで実際に損害を受けたとき、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益を確定しにくい場合、裁判所は権利侵害の情状に基づき権利者に300万元以下の賠償を与える。

③関連秘密情報の保管媒体に秘密表示をしている。

④関連秘密情報にパスワード又はコードを設けるなどの措置を施している。

⑤関連秘密情報にアクセスできる者と秘密保持契約を締結する。

⑥関連秘密情報にかかわる機器、工場、作業場等の場所への訪問者を制限するまたは訪問者に対し秘密保持を要求する。

⑦情報の秘密性を守るためのそのほかの合理的措置を確保する。

¹⁴ 質問票回答によれば、同規定により、軍隊、警察、人民法院等の国家機関や行政機関は通常、経営者には含まれない、との見解である。

緊急の事態に対しては仮処分の申請が可能であり(民事訴訟法第100条及び第101条¹⁵)、すなわち、権利者は実際に損失が生じていなくても、損失が生じるおそれがある場合には、担保の提供を前提に保全措置を申請できる。

営業秘密侵害事件の第一審の管轄裁判所は、専利侵害事件と同様に、知識産権法院(北京、上海、広州)と知財専門法廷(蘇州、南京、杭州、寧波、濟南、青島、福州、成都、武漢、合肥の計10カ所)において審理される(「最高人民法院による北京、上海、広州知識産権法院における案件管轄に関する規定」法釈[2014]12号 第1条など¹⁶)。なお、知財専門法廷の非設置地域では、一般の中級人民法院または基礎人民法院で審理される(司法解釈(2007)第18条¹⁷)。その他の手続面については、他の知的財産権侵害事件と同様に民事訴訟手続による。

なお、営業秘密侵害事件の損害賠償額の算定については、専利権侵害における計算方式が参照される(司法解釈(2007)第17条¹⁸)。

¹⁵ 民事訴訟法第100条 人民法院は、当事者一方の行為またはほかの原因で、判決の履行が難しくなり、または当事者にほかの損失をもたらす場合、相手当事者の申請により、財産を保全し、ある行為を実施し、またはある行為を禁止することを命じることができる。当事者が申請しない場合、人民法院は必要に応じて、保全措置を取ることを裁定できる。

(2)人民法院は保全措置を取る場合、申請者に担保を提供するよう要求できる。申請者が担保を提供しない場合、申請を却下することを裁定できる。

(3)人民法院は、申請を受けた後、状況が緊急である場合、48時間内に裁定を下さなければならない。保全措置を取ることを裁定する場合、直ちに執行すべきである。

民事訴訟法第101条 利害関係者は、状況が緊急で、直ちに保全を申請しなければ補うことができない損害をもたらす恐れがある場合、訴訟または仲裁を提起する前に、保全の財産所在地、被申請者の住所地または案件に対し管轄権を有する人民法院に、保全措置を申請できる。申請者は、担保を提供しなければならない。担保を提供しない場合、申請を却下することを裁定する。

(2)人民法院は申請を受けた後、48時間内に裁定を下さなければならない。保全措置を取ることを裁定する場合、直ちに執行すべきである。

(3)申請者は、人民法院が保全措置を取ってから30日以内に訴訟または仲裁を提起しない場合、人民法院は保全を解除すべきである。

¹⁶ 知識産権法院の管轄については、「最高人民法院による北京、上海、広州知識産権法院における案件管轄に関する規定」法釈[2014]12号 第1条

知財専門法廷の管轄については、「南京市、蘇州市、武漢市、成都市の中等裁判所内に専門裁判機構を設置し、かつ、一部の多区域の知的財産権事件を管轄することに同意する最高裁判所の返答」(法[2017]2号)及び「杭州市、寧波市、合肥市、福州市、濟南市、青島市の中等裁判所内に専門の裁判機構を設置し、かつ、一部の多区域の知的財産権事件を管轄することに同意する返答」(法[2017]236号)

¹⁷ 司法解釈(2007)第18条 反不正競争法第5条、第9条、第10条、第14条に規定する不正競争の民事の第一審の案件は、一般的には中級の人民法院が管轄する。

各高級人民法院は本管轄の実情に基づき、最高人民法院の審査・許可を経て、不正競争の民事事件の第一審の案件を受理するいくつかの基層の人民法院を確定することができ、既に知的財産権の民事案件を審理できると審査・許可された基層の人民法院は、引き続き受理することができる。

¹⁸ 司法解釈(2007)第17条 反不正競争法第10条(法改正後は第9条)に規定する営業秘密を侵害する行為の損害賠償額を確定する場合は、専利権を侵害する損害賠償額を確定する方法を参考にすることができる。反不正競争法第5条、第9条、第14条に規定する不正競争行為の損害賠償額の確定は、登録商標の専利権を侵害する賠償額を確定する方法を参考にすることができる。

権利を侵害する行為によって営業秘密の大衆への開示を招いた場合、当該営業秘密の商業価値に基づいて損害賠償額を確定する。営業秘密の商業価値とは、その研究開発コスト、当該営業秘密の収益、取得可能な利益、競争の優勢を保持することができる期間などの要素に基づき確定する。

刑法第 219 条

次に掲げる営業秘密を侵害する行為の一つに該当し、営業秘密の権利者に対して、重大な損害をもたらす場合、3 年以下の懲役又は拘留に処し、罰金を併科し、又は単科する。特別重大な結果を齎した場合、3 年以上 7 年以下の懲役に処し、罰金を併科する。

- ① 窃取、利益誘導、脅迫その他の不正な手段により権利者の営業秘密を取得する行為
- ② 前項の手段により取得した権利者の営業秘密を開示し、使用し、又は他人が使用することを許可する行為
- ③ 約定に違反し、又は営業秘密の保持に関する権利者の要求に違反し、自己が知っている営業秘密を開示し、使用し、又は他人がこれを使用することを許可する行為

前項に掲げる行為を明らかに知り、又は知るべきであるにも拘らず、他人の営業秘密を取得し、使用し、又は開示した場合、営業秘密の侵害として処理する。

本条に言う営業秘密とは、公衆に知られておらず、権利者に経済的利益をもたらすことができ、実用性を有し、且つ権利者が秘密保持措置を講じた技術情報及び経営情報を指す。

本条にいう権利者とは、営業秘密の所有者及び営業秘密の所有者の許諾を得た営業秘密の使用者を指す。

(b) 刑事救済

刑事罰については、刑法第 219 条に規定がある。

刑事救済の手続には、自訴と公訴の 2 種類があり、自訴については、権利者自らが人民法院に提訴する（刑事訴訟法第 204 条（二）¹⁹、『中華人民共和国刑事訴訟法』の適用に関する最高裁判所の解釈」（法積〔2012〕21 号）第 1 条（二）²⁰）ことができる。他方で公訴については、権利者が公安機関に告発して、公安機関が調査・立件して検察機関に移送し、検察機関が人民法院に公訴を提出することになる（刑事訴訟法第 108 条第 3 項²¹、同

¹⁹ 刑事訴訟法第 204 条（二） 自訴事件は、次の各号に掲げる事件とする。

（二）被害者が証明できる証拠を有する軽微な刑事事件。

²⁰ 『中華人民共和国刑事訴訟法』の適用に関する最高裁判所の解釈」（法積〔2012〕21 号）第 1 条（二）7 第 1 条人民法院が直接受理する自訴事件は、次の各号を含む。

（二）人民検察院が公訴を提起しておらず、被害者が証明する証拠を有する軽微な刑事事件。

7.知的財産権侵害事件（刑法分則第三章第七節が定める。但し、社会秩序と国家利益を重大に脅かす場合は、この限りではない。）。

²¹ 刑事訴訟法第 108 条第 3 項 公安機関、人民検察院又は人民法院は、通報、告訴及び告発については、これをすべて受理しなければならない。自己の管轄に属しない事件については、主管機関に移送して処理させるとともに、通報人、告訴人又は告発人に通知しなければならない。自己の管轄に属しない事件であっても、緊急措置を取らなければならないものについては、まず緊急の措置を取り、その後主管機関に移送しなければならない。

法第 172 条²²)。その他の事項については、刑事訴訟手続法による。

(c) 行政救済

行政罰については、反不正競争法第 21 条に規定がある。

反不正競争法第 21 条

経営者が本法第 9 条の規定に違反して営業秘密を侵害した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、10 万元以上 50 万以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、50 万元以上 300 万元以下の罰金を科す。

前述の法改正により、改正前の「情状により 1 万元以上 20 万元以下の過料」から上記罰金内容へと変更されている。

行政救済を主管する行政機関は、商標権侵害と同様に現地の工商局である（反不正競争法第 4 条²³）²⁴。このため、行政救済の手続は、商標権侵害の行政摘発と類似する。

(iv) 営業秘密侵害の例外

営業秘密侵害の例外には、例えば、自主研究開発やリバース・エンジニアリングによって営業秘密と同一の情報を獲得する場合等があげられる（司法解釈（2007）第 12 条及び第 13 条²⁵）。

(v) 訴訟における証拠収集手続について

営業秘密侵害を含む知的財産権侵害訴訟には、証拠収集に関する以下の規定がある²⁶。

²² 刑事訴訟法第 172 条 人民検察院は、被疑者の犯罪事実が確認され、証拠が確実、十分であり、法により刑事責任を追究しなければならないと認めるときは、起訴の決定を行い、裁判管轄の規定に従って、人民法院に公訴を提起しなければならない。事件の記録資料、証拠を人民法院に送致しなければならない。

²³ 反不正競争法第 4 条 県クラス以上の人民政府の工商行政管理職責を履行する部門は不正競争行為に対し摘発をする。法律、行政法規が他の部門による摘発を規定している場合、当該規定に従う。

²⁴ なお、専利権侵害の主管機関は現地知識産権局（専利法第 60 条）、著作権侵害は現地版權局（著作権法第 48 条）である。

²⁵ 司法解釈（2007）第 12 条 自分で研究開発又はリバース・エンジニアリングなどのルートで獲得した営業秘密は、反不正競争法第 10 条（法改正後は第 9 条）第（1）、（2）項に規定される営業秘密侵害行為には該当しない。リバース・エンジニアリングとは、技術手段を利用して、公的ルートで入手した製品を分解したり、測定したり、解析するなどして、製品の関連技術情報を取得することを指す。当事者が不正の手段で他人の営業秘密を入手した後、リバース・エンジニアリングを理由に自分の行為が合法であると主張する場合、人民法院は支持しない。司法解釈（2007）第 13 条 営業秘密における顧客名簿とは、公知情報と違って、顧客の名称、住所、連絡先及び取引習慣、意向、内容などによって構成された顧客の特別な情報である。多くの顧客の情報が含まれる顧客名簿、及び長期にわたる提携関係を有する特定の顧客などが含まれる。

顧客は従業員個人に対する信頼で、従業員の勤務する会社と取引をする場合、当該従業員が退職後、顧客が自発的に当該従業員または当該従業員の新しい勤め先と取引をすることが証明できれば、不正な手段を採用していなかったと認定すべきである。従業員が元会社と別途約定がある場合は、除外する。

²⁶ 質問票回答によれば、この項目に示す証拠収集等に関する申請が認められるために、①侵害可能性が高いとの初歩証拠を人民法院に提出する、②収集しようとする証拠の所在と内容、本件審理との関係性等を説明する、及び③証拠収集の必要性和合理性を説明する、などが必要であると、回答している。

(a) 書類提出命令

立証責任を負う当事者は、相手方が保有する書証の提出を命じるよう人民法院に対して所定の期間内に申請することができる（中華人民共和國民事訴訟法の適用に関する最高裁判所の解釈第 112 条、専利権侵害に関しては、最高人民法院による専利権紛争事件の審理における法律適用に関する若干問題の解釈二第 27 条）。

(b) 証拠収集

「最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干規定」第 17 条²⁷によれば、営業秘密に関する資料について、当事者は人民法院に証拠収集を申請することができる。当事者が客観的な原因により自ら収集できない証拠、あるいは人民法院が案件審理のために必要な証拠に関しては、人民法院が調査収集することができる（民事訴訟法第 64 条第 2 項²⁸）。

(c) 証拠保全

人民法院は、申請または職権に基づき、適時に確保しなければ滅失する可能性がある証拠、あるいは今後の取得が難しい証拠等に対して、証拠保全を実施できる（民事訴訟法第 81 条²⁹）。

(vi) 訴訟における営業秘密保持について

訴訟において、営業秘密に関する資料が証拠として使用された場合であっても、同資料は公開されない（民事訴訟法第 68 条）³⁰。判決においても、営業秘密に関連する詳細な記載はなされず（同法第 156 条³¹）、インターネット上で公開される判決文においても、営業秘密に関する記載はなされない（インターネット上での裁判文書の公開に関する最高裁判所の規定第 7 条（四）³²）³³。

²⁷ 「最高人民法院による民事訴訟証拠に関する若干規定」第 17 条 下記の状況の一つに該当する場合、当事者及びその訴訟代理人は、人民法院に証拠収集を申請できる。

(一) 取り寄せ・修正を申請する証拠は、国家関係機関より保存され、人民法院が職権により取り寄せる必要がある資料である

(二) 国家秘密、営業秘密、またはプライバシーにかかわる資料；

(三) 当事者またはその訴訟代理人は客観的な原因で自ら収集できないその他の資料

²⁸ 民事訴訟法第 64 条第 2 項 当事者及び訴訟代理人は、客観的な原因で自ら収集できない証拠、または人民法院が案件審理のため必要である証拠に対し、人民法院は、調査収集することができる。

²⁹ 民事訴訟法第 81 条第 1 項 人民法院は、当事者の申請に応じて、又は職責に基づき、適時に確保しなければ滅失する可能性がある証拠、又は今後の取得が難しい証拠などに対し、証拠保全を実施することができる。

³⁰ 民事訴訟法第 68 条 証拠は、法廷において提示し、且つ、当事者が相互に質疑しなければならない。国家秘密、営業秘密及び個人のプライバシーに関わる証拠については、秘密を保持しなければならない。法廷において提示する必要がある場合には、公開の法廷で提示してはならない。なお、この点林達劉グループ北京魏啓学法律事務所への調査によれば、営業秘密に関する資料は当事者（弁護士等を含む）には開示されるが、司法実務では、人民法院がこれら当事者に対して秘密保持を命じて情報漏洩を防止する措置を取る、と回答している。

³¹ 民事訴訟法第 156 条 公衆は法的効力が生じた判決書、裁定書を閲覧することができる。但し、国家秘密、営業秘密及びプライバシーに関する内容はこの限りでない。

³² インターネット上での裁判文書の公開に関する最高裁判所の規定第 7 条（四） 人民法院は、インターネット上で裁判文書を公開するとき、次に掲げる情報を削除しなければならない。

³³ 質問票回答によれば、当事者は判決の非公開を人民法院に申請でき、人民法院は申請が合理的と判断すれば

(vii) 国境措置

営業秘密侵害物品に対する国境措置については、特段の規定はない³⁴。

(viii) 域外適用

中国人による外国での営業秘密侵害行為の実施、外国人による中国での営業秘密侵害行為の実施、外国人による外国での中国企業に対する営業秘密侵害行為の実施等がなされた場合に該当する規定が刑法に設けられている（第6条～第10条）³⁵。

②営業秘密保護に関する運用

(i) 営業秘密侵害事件の事件数、及び裁判外の紛争解決事例

現地の裁判文書データベースを使用して過去5年分の営業秘密侵害事件の事件数、及び仲裁・調停等の裁判外の紛争解決事例について調査を依頼した³⁶。

(a) 民事事件の事件数

営業秘密侵害に関する民事事件数は263件であった。そのうち、侵害が認定されたのは168件であり、企業の退職者による営業秘密漏洩が問題となったのは220件であった。なお、外国企業を含む外国人に関する件数は3件である。

(b) 刑事事件の事件数

刑事事件数は63件であった。そのうち、有罪となった件数は45件であり、企業の退職者による営業秘密漏洩が問題となったのは31件であった。なお、外国企業を含む外国人に関する件数は4件である。

(c) 行政事件の事件数

行政事件に関するデータは公表されないため、事件数は確認できていない。

(d) 仲裁・調停等の裁判外の紛争解決事例

技術開発・譲渡・ライセンスに関する契約や雇用契約上規定した秘密保持義務の違反に

判決を非公開にする、とのことである。

³⁴ 中国知識産権税関保護条例第2条によれば、商標権、著作権及び著作権に関わる権利、専利権に対してのみ規定がある。

³⁵ http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2000-12/17/content_5004680.htm

なお、質問票回答によれば、実務において外国人（または外国企業）が中国で営業秘密侵害行為を実施し、処罰される事例はいくつか確認されているものの、中国人による外国での営業秘密侵害行為の実施、あるいは外国人（または外国企業）による外国での中国企業に対する営業秘密侵害行為の実施により中国法が適用され中国で処罰される事例は把握されていない、とのことである。

³⁶ 林達劉グループ北京魏啓学法律事務所による調査に依拠。対象期間は、2012年10月20日～2017年10月20日の5年間とした。

については仲裁による紛争解決もある。また訴訟係属中の民法院の調停を利用することも可能である。

仲裁や調停による解決は、紛争内容が公開されないことが多いために具体的な件数を把握しづらいとのことであるが、被告が原告に和解金を支払う形で合意した調停案件が確認されている（(2012) 宁知民初字第 649 号）。

（ii）営業秘密侵害における救済手段の特徴

営業秘密侵害事件における救済手続に関して、他の知的財産権侵害と比較して、どのような特徴があるかにつき、質問票調査の回答を基にして整理した。

民事・刑事・行政の全ての救済手段に共通することは、営業秘密の非公開性に鑑み、秘密性の判断及び範囲の確定、証拠収集等における立証が容易でない点があげられる。特に、権利者自身による証拠収集は困難であるため、人民法院による証拠保全と証拠収集手続が利用されやすい（方法専利侵害事件と同様）。営業秘密の内容が複雑な技術に関わる場合は、司法鑑定³⁷や技術調査官が活用される。

民事救済、刑事救済及び行政救済それぞれの具体的な特徴は以下のとおり。

（a）民事救済における特徴

民事救済を利用するメリットとしては、訴訟前または訴訟係属中に、人民法院に仮処分³⁸の申請が可能であること、損害賠償請求により損失を補償できること、さらには、実際の被害がなくても、営業秘密の侵害行為を証明できれば救済を受けることができることが挙げられる³⁸。他方で、権利者の侵害事実の立証責任は重く、営業秘密を証拠として提出した場合には、人民法院の秘密保持命令によっても、依然として被告による二次漏洩のリスクは存在している。

（b）刑事救済における特徴

刑事救済の可能な知的財産侵害事件は、営業秘密侵害、専利偽称、商標権侵害（デッドコピー）、著作権侵害（海賊版）に限られている。

公訴による刑事手続が用いられる場合、公安機関は、権利者から提出された初歩的な証拠（営業秘密の内容、侵害の事実等）に基づいて事件の受理可能性を判断する。その際、判断主体である公安機関の警察官は、専門的な研修受講を含め特別な資格を有しているわけではないことから、必要に応じて司法鑑定機関による鑑定を依頼することもある。

また、権利者は、刑事救済のために侵害行為の存在・侵害行為により実際の被害が生じ損害が発生したことを証明しなければならず、この点から事件受理に関するハードルは高いといえる。なお、刑事救済の場合には、損害賠償を請求できず、損失を補填できない。

³⁷ 質問票回答によれば、司法鑑定機関は、司法局より指定した専門鑑定資格を有する機関であり、司法局より認可された鑑定人が関係技術問題及び知財関連の法解釈について専門的な判断を行うことが期待できるとのことである。

³⁸ 米イーライリリー社・イーライリリー（中国）研究開発有限公司と元職員の黄孟煒との間の営業秘密侵害事件（<http://right.workercn.cn/169/201311/28/131128083635516.shtml>）等参照

については仲裁による紛争解決もある。また訴訟係属中の民法院の調停を利用することも可能である。

仲裁や調停による解決は、紛争内容が公開されないことが多いために具体的な件数を把握しづらいとのことであるが、被告が原告に和解金を支払う形で合意した調停案件が確認されている（(2012) 宁知民初字第 649 号）。

（ii）営業秘密侵害における救済手段の特徴

営業秘密侵害事件における救済手続に関して、他の知的財産権侵害と比較して、どのような特徴があるかにつき、質問票調査の回答を基にして整理した。

民事・刑事・行政の全ての救済手段に共通することは、営業秘密の非公開性に鑑み、秘密性の判断及び範囲の確定、証拠収集等における立証が容易でない点があげられる。特に、権利者自身による証拠収集は困難であるため、人民法院による証拠保全と証拠収集手続が利用されやすい（方法専利侵害事件と同様）。営業秘密の内容が複雑な技術に関わる場合は、司法鑑定³⁷や技術調査官が活用される。

民事救済、刑事救済及び行政救済それぞれの具体的な特徴は以下のとおり。

（a）民事救済における特徴

民事救済を利用するメリットとしては、訴訟前または訴訟係属中に、人民法院に仮処分³⁸の申請が可能であること、損害賠償請求により損失を補償できること、さらには、実際の被害がなくても、営業秘密の侵害行為を証明できれば救済を受けることができることが挙げられる³⁸。他方で、権利者の侵害事実の立証責任は重く、営業秘密を証拠として提出した場合には、人民法院の秘密保持命令によっても、依然として被告による二次漏洩のリスクは存在している。

（b）刑事救済における特徴

刑事救済の可能な知的財産侵害事件は、営業秘密侵害、専利偽称、商標権侵害（デッドコピー）、著作権侵害（海賊版）に限られている。

公訴による刑事手続が用いられる場合、公安機関は、権利者から提出された初歩的な証拠（営業秘密の内容、侵害の事実等）に基づいて事件の受理可能性を判断する。その際、判断主体である公安機関の警察官は、専門的な研修受講を含め特別な資格を有しているわけではないことから、必要に応じて司法鑑定機関による鑑定を依頼することもある。

また、権利者は、刑事救済のために侵害行為の存在・侵害行為により実際の被害が生じ損害が発生したことを証明しなければならず、この点から事件受理に関するハードルは高いといえる。なお、刑事救済の場合には、損害賠償を請求できず、損失を補填できない。

³⁷ 質問票回答によれば、司法鑑定機関は、司法局より指定した専門鑑定資格を有する機関であり、司法局より認可された鑑定人が関係技術問題及び知財関連の法解釈について専門的な判断を行うことが期待できるとのことである。

³⁸ 米イーライリリー社・イーライリリー（中国）研究開発有限公司と元職員の黄孟煒との間の営業秘密侵害事件（<http://right.worker.cn/169/201311/28/131128083635516.shtml>）等参照

その一方で、刑事救済を用いるメリットとしては、証拠収集の観点から、公安機関の協力が得られることにより当事者の負担が軽減されることが挙げられる。加えて、営業秘密を証拠として提出した場合、当該情報の相手方への開示範囲については、侵害事実認定の根拠となる証拠部分（すでに漏洩した営業秘密）に限定することが可能であるため、民事救済に比べて二次漏洩のリスクは高くはないといえる。

（c）行政救済における特徴

行政救済を用いるメリットとしては、実際の被害が生じていなくても、侵害行為の初歩的な証明をもって救済を受けられる点である。また、証拠収集においても工商局の協力が得られることで当事者の負担が軽減される。なお、営業秘密を証拠として提出した場合における二次漏洩リスクについては、刑事救済と同様である。

他方で、工商局においては、模倣品による商標侵害事件は多く取り扱われるものの、営業秘密侵害事件に関しては実務上不慣れであることから、事件の受理には消極的であるとされている。なお、侵害有無の判断主体である工商局の担当官は、公安機関の警察官と同様、特別な資格を有しているわけではないため、必要に応じて司法鑑定機関による鑑定意見を要請することが可能である。

（iii）訴訟における主な争点について

営業秘密侵害事件の訴訟における争点について、質問票調査の回答を基にして整理した。具体的には「秘密管理性」や「営業秘密該当性」等が主な争点となる。

（a）秘密管理性について

前記「①（ii）営業秘密等の定義」で述べた通り、権利者が秘密保持措置を取ったかどうかの判断基準は、司法解釈（2007）第11条³⁹に規定されている。そして、同条に列記された行為のいずれか一つを満たせば秘密保持措置を取ったと認定される。実務でよく見られる秘密保持措置としては、「秘密表示を付ける」、「営業秘密に接触できる内部従業員または外部関係者との間で秘密保持契約を締結する」、「社内において秘密保持制度、秘密情報取扱方法を構築・整備する」等がある。

（b）営業秘密該当性について

前記「①（ii）営業秘密等の定義」で述べた通り、営業秘密の該当性は、秘密管理性の他に、非公知性及び有用性の3要件から構成される。

非公知性については、例えば、原告が主張した営業秘密の内容に対して、被告から教科書、論文、専門雑誌、專利文献、カタログなどを公知の証拠として提出して、双方の主張と証拠に基づいて、原告の主張する営業秘密の内容がすでに公知のものといえるかが判断される。有用性については、例えば、原告の主張するクライアント名簿が営業秘密に該当するかが、当事者双方の主張と証拠に基づいて判断されることになる。

³⁹ 前掲注13

営業秘密該当性が認められると、以下（c）において説明するとおり、営業秘密への接触があったこと、当該営業秘密への類似性、及び出所についての合理性、が判断される。

（c）接触の有無、情報の類似性、情報の合理的出所の有無について

営業秘密への接触の機会の有無については、例えば被告と原告会社の退職者との間に関係があったかどうかにつき、双方の主張と証拠に基づいて判断される。さらに、問題となる営業秘密の類似性（原告の主張する営業秘密と被告の使用する情報との類似性）は、技術対比等を通じて判断される。また、被告の使用する情報が合理的な出所を有するものか否かに関しては、被告自らが開発したものか、あるいは他の合法的なルートで入手したかどうかについて証拠の提出をもって判断される。

（iv）外国企業が中国に進出する際の実務上の留意点

外国企業が中国に進出する際に、営業秘密侵害事件に関する留意点について、質問票調査の回答を基にして整理した。

（a）営業秘密侵害事件に巻き込まれないために

前述のとおり、営業秘密侵害に係る法律規定としては、反不正当竞争法第9条（営業秘密侵害行為類型）、司法解释（2007）第9条～第17条（侵害認定要件に関する解釈等）、刑法第219条（営業秘密侵害の罰則規定）などがある。従って、日本企業が中国進出する際には、これらの関連規定を十分に把握して必要な対策を講じる必要がある。

また、中国に進出した日本企業が現地従業員との間で労働契約を締結する際には、営業秘密漏洩防止の観点から、「会社の営業秘密に対し、秘密保持義務を有する」旨を同契約に規定しておくべきである（労働契約法第23条⁴⁰）。

（b）訴訟手続における留意点

営業秘密侵害訴訟において、以下に示す外国企業に特有の手続要件は留意すべきである。

- ・営業秘密侵害事件を含む知財関連訴訟では、外国における資料または証拠（委任状、法定代表者の身分証明及び登記簿の謄本等を含む。）については、必ず公証・認証の手続を経なければならない（「民事訴訟における証拠に関する最高裁判所の若干規定」（法釈〔2001〕33号）第11条）。
- ・開廷審理を傍聴するためには、外国当事者は人民法院に事前に申請する必要がある（例えば、北京では、「公民が公開で開廷審理をする事件を傍聴することに関する北京市高級裁判所の規定」）。

⁴⁰ 労働契約法第23条 使用者と労働者は、労働契約の中で使用者の営業秘密保持及び知的財産権に関する秘密保持事項について約定することができる。

秘密保持義務を負う労働者に対して、使用者は労働契約又は秘密保持協議の中で労働者と競業制限条項を約定し、かつ労働契約を終了又は解除した後、競業制限期間内に月極で労働者に支払う経済補償について約定することができる。労働者が競業制限の約定に違反した場合は、約定に基づき使用者に違約金を支払わなければならない。

- ・裁判に関する全ての文書と証拠は中国語でなければならない（「民事訴訟における証拠に関する最高裁判所の若干規定」（法釈〔2001〕33号）第12条）。

（c）営業秘密と周辺事項との関係

（ア）国家秘密と営業秘密の関係について

国家秘密と営業秘密の関係については、以下に整理する。

- ・中国において国家秘密とは、「国家安全と利益と関連し、法定手続きに基づき確定され、一定の期間内に特定範囲の人員に限られる事項を指す。」と定義されている（国家秘密保護法⁴¹及び同法の実施条例⁴²）。
- ・国家秘密及びその秘匿度合の具体的な範囲については、国家秘密保護行政管理部門と外交、公安、国家安全及びその他中央関係機関により規定され、軍事関係の国家秘密及びその秘匿度合の具体的な範囲については、中央軍事委員会より規定される。
- ・従って、国家秘密は、国家機関及び国有企業とは関連するものの、そもそも日本企業を含む外国民間企業の営業秘密が国家秘密とされる可能性は低いといえる。仮に、企業が中国国家秘密と接触する場合には、開示機関または相手企業の要求に応じて秘密を保持しなければならない。また、国家秘密が営業秘密に該当すれば、その国家秘密は反不正競争法で保護を受けることになる。

（イ）医薬品の臨床試験データと営業秘密の関係について

中国国家食品薬品管理監督局（CFDA）に対する医薬品認証に際しては、臨床試験データの保護が認められている。この臨床試験データの保護と反不正競争法による営業秘密保護との関係について、以下に整理する。

- ・臨床試験データは営業秘密としての側面があるため、当該情報の保有者は、対外開示しない限り反不正競争法の保護を受け、営業秘密としても保護される。よって、当該情報の保有者は、当該情報が侵害された場合、反不正競争法に基づき、救済を受けることができる。
- ・一方で、臨床試験データは薬品の安全と効果の認定と密接に関係し、社会公衆の利益とも関連する。CFDAは、医薬品業者と社会公衆の利益のバランスを図るため、臨床試験の基本情報は開示するものの、試験データは公開しない。
- ・また、CFDAに提出される臨床試験データに関して、中華人民共和国薬品管理法实施条例第34条⁴³には、国家は未公開の試験データに対して保護を実施し、いかなる人も未公開のデータを不正にビジネス利用できない、と規定されている。従って、当局及びその従業員により、関連データが不正に利用または漏洩されれば、当局等がその責任を負わなければならない。

以上により、臨床試験データは反不正競争法により営業秘密として保護を受けると共に、中華人民共和国薬品管理法实施条例により未公開の試験データとして保護を受けるこ

⁴¹ http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=313396

⁴² http://www.law-lib.com/law/law_view.asp?id=442911

⁴³ <http://www.cjpi.org.cn/zrxyxxwjw/flfg/ypflfg/webinfo/2017/04/1492936747043225.htm>

ともできる。

(v) 営業秘密保護に関する法制度の国内的評価

中国における営業秘密保護に関する法制度の自国評価（整備状況、改善点等）について、質問票調査の回答を基にして整理した。

中国においては、かつては訴訟における侵害行為の立証が難しいこと、営業秘密の二次漏洩に関する問題があったが、現在は、証拠保全等を通じて権利者の立証責任が軽減され、秘密保持命令等により営業秘密を保護する方向に改善されているとの認識を持っていた。

一方で、ビッグデータの普及や人工知能の発展に伴って、将来的にクライアントリスト等の営業秘密の保護に限界が生じ、救済手段等に関して法制度が後追いになっていることに対する懸念があった。今後は、こうした技術の進歩に対応するために営業秘密保護に関する制度の見直しも十分予想され、法制度の動向を見守る必要がある。

(2) フィリピン

①営業秘密保護に関する法制度

(i) 営業秘密保護に関する法制度の概要

フィリピンでは、営業秘密に関する個別の保護法令は有していないものの、知的財産法のほか、各種法令・規則等において保護規定が存在する⁴⁴。

| 法律・規則等 | 関連する規定 |
|-------------------------|---|
| 知的財産法 (共和国法第 8293 号) | 第 4 条 1 「知的財産権」は以下から構成される。 (a)著作権と隣接権 (b)商標・サービスマーク (c)地理的表示 (d)意匠 (e)特許 (f)集積回路のレイアウトデザイン (g)非開示情報の保護 |
| 改正刑法 | 第 230 条は、私人の秘密が公務により知られるところとなった場合に、公務員による私人の秘密の暴露を処罰することを規定する。 第 291 条は、職権乱用による情報開示を罰し、以下を規定する。 |

⁴⁴ フィリピン最高裁判所でも、営業秘密の私的な性質を認識し、所有権としての保護の資格を与えている。William Ollendorf v. Ira Abrahamson 事件 (G.R.No.13228(1918 年 9 月 13 日)) など。

2018年3月発行

各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性レビュー調査

『国際知財制度研究会』報告書

(平成29年度)

一般財団法人 知的財産研究教育財団

知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目11番地

精興竹橋共同ビル5F

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail support@iip.or.jp

禁無断転載